

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
1月8日
(金曜日)

目次

- 規則
建設業法施行細則の一部を改正する規則(監理課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………三
道路の区域の変更(道路整備課)……………三



建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和三十四年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「はりたけ値」を「押付け値」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年一月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力 (Nm ³ /時)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	間 隔 連 続	一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概要
二七一ヌ	七・四	令和三、 二、一	令和三、 二、二八	令和三、 三、一	連 続	二四時間 変動なし

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	項目	排水処理施設				中和槽				
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
種 類	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	通	常	最	大	通	常	最	大
		化学的酸素要求量 (mg/l)	通	常	最	大	通	常	最	大
種 類	項目	浮遊物質 質量	通	常	最	大	通	常	最	大
		窒素	通	常	最	大	通	常	最	大
種 類	項目	燐	通	常	最	大	通	常	最	大
		ふっ素	通	常	最	大	通	常	最	大
種 類	項目	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	通	常	最	大	通	常	最	大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
凝集沈殿槽	コンクリート製	〃	凝集沈殿	〃	〃	〃	(既 設)		
沈殿池	素掘り	一九、二〇〇	沈殿	〃	〃	〃			
凝集沈殿槽	〃	〃	凝集沈殿	〃	〃	〃			
中和槽	コンクリート製	一四、四〇〇	〃	〃	〃	〃			
排水処理施設	鋼板製・コンクリート製	七二〇	中和	連続	二四時間	変動なし			

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通	常	最	大
二七ノヌ	四	三	七	一〇
〃	五	一〇	一	〇・一
〃	〇・一	〇・二	一・四	一・四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

凝集沈殿槽	沈殿池		凝集沈殿槽	
	処理後	処理前	処理後	処理前
八・四	〃	〃	九	〃
九〇七	〃	〃	一二九	〃
〃	七	〃	〃	〃
二〇	〃	〃	二二	〃
一六	〃	〃	一八	〃
二五	〃	一、〇〇〇	六、〇〇〇	〃
〃	〃	〃	五〇	〃
五六	〃	〃	八〇	〃
〃	〃	〃	〇・四	〃
一	〃	〃	五〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃
二、六九一・二	二、八五三・七	〃	一、六八三・五	九、三九七・七
一六、三七〇・一	〃	〃	一七、四一四・二	一四、八五五・一

No. 3 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通	最大	通	最大	
八・四	常	大	七	二〇	一四、四一三・六一六、三七〇・一
九〇六	常	大	一六	二五	
二八	常	大	二八	五六	
五六	常	大	〇・三	一	
一四	常	大	一四	一四	

山口県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
宮 一雄 山陽小野田市 大字厚狭一〇 四二の一	あさ歯科クリ ニック	山陽小野田市 大字厚狭一〇 四二の一	居宅療 養管理 指導	令和二、 一〇、 一
社会福祉法人 恒和会 柳井市伊保庄 一の四	シンシアゆう わデイサービス センター	岩国市藤生町 三丁目二七番 八号	通所介 護	〃 〃 〃

山口県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は 住所又は たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
宮 一雄 山陽小野田市 大字厚狭一〇 四二の一	あさ歯科クリ ニック	山陽小野田市 大字厚狭一〇 四二の一	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和二、 一〇、 一

山口県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

